

裁判員裁判における検察官の主張立証について

1 これまでの取組と現状認識

(1) これまでの取組

ア 基本方針

イ 主張について（冒頭陳述・論告）

(ア) 従来との相違

(イ) 具体的な留意事項

ウ 立証について（書証，人証）

(ア) 従来との相違

(イ) 具体的な留意事項

(2) これまでの取組についての評価（現状認識）

2 今後の課題

(1) 公判前整理手続の迅速化に向けた検察官の主体的・積極的な対応

◎ 起訴後できるだけ速やかな証明予定事実記載書面の提出等

◎ 誠実かつ迅速な証拠開示の励行

◎ 公判前整理手続段階における補充捜査の要否等の適切な見極め

(2) 「分かりやすく，迅速で，しかも的確な主張立証」の徹底

◎ 立証事実の選定と証拠の厳選を適切に行うこと

◎ 証人尋問・被告人質問の能力の向上

◎ 間接事実の積み重ねによって立証する事案における主張立証